

データ通信契約申込み受付時における本人確認手続きに関する申合せ書

2021年1月29日の一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会において、MVNO 委員会に加盟の MVNO は、データ通信契約申込み受付時における本人確認手続きに関し、下記の通り実施することを申し合わせた。

記

1. 本人確認方法

原則、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）」と同一の本人確認方法によりデータ通信契約の受付を行うこと

2. 対象役務

SMS機能付きデータ通信契約*

*SMS機能が付与されていないデータ通信契約を対象役務とすることについて、今後の社会環境の変化及び不正利用の発生状況等を踏まえ、引き続き検討するものとする。

3. 対象事業者

本申合せ書に、同意した MVNO 委員会加盟の通信事業者

MVNO 各社は、別紙の同意書をテレコムサービス協会へ提出し、テレコムサービス協会は、別紙「データ通信契約申込み受付時における本人確認手続きに関する申合せ書対象事業者一覧」を作成するものとする。

4. 適用開始について

MVNO 各社は、本申合せ書に同意した日より、1年以内に本申合せ書に基づいた本人確認手続きを開始するものとし、適用開始以降に申込み受付を行う契約を対象とする。MVNO 各社の同意日に関しては、別紙「データ通信契約申込み受付時における本人確認手続きに関する申合せ書対象事業者一覧」に記載するものとする。

以上